

令和7年度までの川西町の財政健全化判断比率

○財政健全化法の特徴

従来の財政再建法では、一般会計の赤字額が**標準財政規模**の20%を超えると「赤字再建団体」となり、その前の注意喚起の段階がありません。また、特別会計などを含まないため、町全体の財政状況を反映したものではありませんでした。

新しい財政健全化法では、特別会計等を併せた町全体の財政状況を、「**早期健全化**」(イエローカード)と「**財政再生**」(レッドカード)の2段階でチェックし、議会への報告とともに公表することとされています。

平成20年度決算から一定の基準を超えた場合は、健全化に向けた計画を策定し、早急に財政改善に取り組まなければなりません。

※標準財政規模とは、標準的な税収、地方交付税、地方譲与税等自由に使える財源の標準的な規模を表します。令和7年度の標準財政規模は、71億3,394万3千円です。

○健全化判断比率と令和7年度の状況

1 実質赤字比率

一般会計の赤字額が**標準財政規模**に占める割合です。

令和7年度	— %	令和6年度	— %	令和3年度	— %	平成30年度	— %
		令和5年度	— %	令和2年度	— %	平成29年度	— %
		令和4年度	— %	令和元年度	— %	平成28年度	— %
財政再生基準(レッドカード)		20.00%					
早期健全化基準(イエローカード)		14.00%					

2 連結実質赤字比率

一般会計に特別会計などを加えた全会計の実質赤字が**標準財政規模**に占める割合です。

令和7年度	— %	令和6年度	— %	令和3年度	— %	平成30年度	— %
		令和5年度	— %	令和2年度	— %	平成29年度	— %
		令和4年度	— %	令和元年度	— %	平成28年度	— %
財政再生基準(レッドカード)		30.00%					
早期健全化基準(イエローカード)		19.00%					

3 実質公債費比率

一般会計の借入償還額と特別会計等の償還に対する負担額が、**標準財政規模**に占める割合です。

令和7年度	11.9 %	令和6年度	12.6 %	令和3年度	12.0 %	平成30年度	13.3 %
		令和5年度	12.7 %	令和2年度	12.9 %	平成29年度	11.9 %
		令和4年度	12.6 %	令和元年度	13.1 %	平成28年度	10.6 %
財政再生基準(レッドカード)		35.0%					
早期健全化基準(イエローカード)		25.0%					

4 将来負担比率

一般会計の借入の残高に特別会計や一部事務組合等に将来的に一般会計から負担すると想定される金額等を加えた額が**標準財政規模**に占める割合です。

令和7年度	125. 4 %	令和6年度	137. 5 %	令和3年度	132. 6 %	平成30年度	125. 2 %
		令和5年度	130. 8 %	令和2年度	145. 5 %	平成29年度	128. 5 %
		令和4年度	143. 4 %	令和元年度	134. 5 %	平成28年度	125. 1 %
早期健全化基準(イエローカード)		350. 0%					
(財政再生基準(レッドカード)はありません。)							

5 公営企業会計に係る資金不足比率

公営企業会計における資金の不足額が事業規模に占める割合です。

	下水道会計	農集排会計	水道会計
令和7年度	— %	— %	— %
令和6年度	— %	— %	— %
令和5年度	— %	— %	— %
令和4年度	— %	— %	— %
令和3年度	— %	— %	— %

	下水道会計	農集排会計	水道会計
令和2年度	— %	— %	— %
令和元年度	— %	— %	— %
平成30年度	— %	— %	— %
平成29年度	— %	— %	— %
平成28年度	— %	— %	— %

早期健全化基準(イエローカード)

20.0%

(財政再生基準(レッドカード)はありません。)

○結 果 各判断比率ともイエローカードやレッドカードに該当するものではありませんでした。